

## いわて環境の森整備事業補助実施要領

### (目的)

第1 この要領は、いわて環境の森整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるいわて環境の森整備事業（以下「整備事業」という。）の円滑な実施を図るために必要な事項を定める。

### (定義)

第2 この要領において、「公益林」とは、市町村森林整備計画（森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第10条の5に規定する計画をいう。）に定める「生態系保全森林」、「生活環境保全森林」、「県土水源保全森林」のいずれかに区分される森林をいう。

### (事業の内容等)

第3 整備事業の事業種目、事業対象、事業内容、対象経費、補助事業者及び採択基準は、別表のとおりとする。

### (施工地調書の提出)

第4 市町村、林業事業体等（森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業体）、特定非営利活動法人等（以下「補助事業者」という。）は、整備事業を実施しようとするときは、その整備対象森林について、いわて環境の森整備事業施工地調書（様式第1号）。以下「施工地調書」という。）を作成し、事業施工地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

2 補助事業者（「市町村」を除く。）は、整備事業を実施しようとする森林が公益林となっていない場合は、森林所有者との連名により当該森林の所在する市町村長に変更の申入れを書面で行い、公益林への変更の同意を得るものとし、申入れた書面の写しを施工地調書に添付するものとする。

なお、市町村が公益林となっていない森林で事業を実施しようとする場合は、公益林への変更を行うことを確約する書面を施工地調書に添付するものとする。

3 局長は、施工地調書の提出があったときは、施工地調書の内容を審査し、農林水産部長（以下「部長」という。）に意見を付して施工地調書を提出しなければならない。

4 部長は、前項の規定による施工地調書の提出があったときは、内容を審査し、事業を実施することが適当と認めるときは、様式第2号により局長に通知するものとする。

5 局長は、前項の通知があったときは、様式第3号により補助事業者に対して整備対象森林の承認を行うものとする。

### (県の助成措置)

第5 県は、前条で承認された整備対象森林において、毎年度予算の範囲内で整備事業に必要な

経費又は定額について、補助事業者に対して補助金を交付する。

(整備事業の適正な執行の確保等)

第6 補助事業者は、整備事業の実施について、必要に応じて県の指導、助言及び調査等に応じるものとする。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

事業種目	事業対象及び事業内容	対象経費	補助事業者	採 択 基 準
1 混交林 誘導伐	<p>(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち、私有林の人工林であって、下記に該当する森林。 ① 水源地域等の上流域の森林 ② 野生動植物生育の場として重要な森林 ③ 自然林に戻すことによって、景観的な多様性の維持・向上を図るべき森林 ④ 上記に準ずる森林</p> <p>(2) 協定締結 県と森林所有者及び補助事業者は、事業対象森林についての伐採制限等を含む整備協定を締結する。 【整備協定の内容】 ① 協定締結期間中(20年)は対象森林での皆伐・開発等による転用を制限 ② 必要に応じ、森林体験や学習の場として対象森林の使用に協力</p> <p>(3) 事業内容 協定が締結された森林(協定の締結が見込まれる森林を含む)について、森林の現況に応じて混交林誘導伐を実施し、針広混交林へ誘導・整備する。 ① 混交林誘導伐 植栽木について、本数率で概ね50パーセント以上の間伐(混交林誘導伐)を実施するもの。 なお、間伐木については、土留柵等に活用し、残木は対象森林の区域内に集積する。 ② 間伐材有効利用モデル 混交林誘導伐により発生した未利用間伐材を有効活用するため、間伐木を林縁まで搬出・集積のうえ、木材加工施設等へ運搬するもの。</p>	<p>(1) 混交林誘導伐(選木、伐木、枝払い、玉切り、集積)に要する経費</p> <p>(2) 混交林誘導伐の実施により発生する間伐材の有効利用(間伐木の搬出、集積等に必要な機械等の運搬)及び間伐材を木材加工工場等への運搬に要する経費</p> <p>(3) 事業の実施に必要な歩道の整備、作業道等の補修(補修に必要な機械の運搬)に要する経費</p> <p>(4) 事業実施箇所の保全に必要な土留柵等の設置に要する経費</p>	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 林業事業者等 (森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者)。</p>	<p>(1) 対象樹種は、人工林であるスギ、カラマツ、アカマツ等の針葉樹とする。 ただし、アカマツ天然生林においても、地域において保全上重要で、立木の密度が高い森林については、対象とするものとする。</p> <p>(2) 対象齢級は、原則として4から12齢級とする。 ただし、3齢級及び13齢級以上であっても、地域において保全上重要な森林で、立木の密度が高い、本事業の計画に加えるべき森林については、対象齢級として取扱うものとする。</p> <p>(3) 1施工地の面積は、0.1ヘクタール以上であって、原則として1ヘクタール以上の団地とする。 ただし、団地の考え方(団地性の判断)については、各施工地の相互の間隔が概ね10キロメートル以内の範囲であるものとする。(概ね半径10キロメートルの円内にすべての施工地が含まれること。)</p> <p>(4) 間伐材有効利用モデルの事業内容のうち、間伐木の運搬に要する経費は公共施設での木質バイオマス利用など間伐材利用の波及効果が高い取組に限る。</p>

事業種目	事業対象及び事業内容	対象経費	補助事業者	採 択 基 準
2 ナラ林健全化	<p>(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち、私有林であってナラ類を含む広葉樹林。</p> <p>(2) 事業内容 ナラ類を含む広葉樹林を伐倒し、ナラ枯れ被害を受けない、若い広葉樹林に更新する。ただし、胸高直径10センチメートル以下は伐採の対象としない。</p> <p>① ナラ類を含む広葉樹を伐倒し、直径10センチメートル以上の樹幹部及び枝条部を全て林外に搬出する。</p> <p>② 前年又は当年にナラ枯れ被害が発生した地点から半径2キロメートル以内の区域から搬出したナラ類を含む広葉樹は、春実施(4～6月)であれば6月20日、秋実施(7～3月)であれば、3月20日までにチップ工場等で破砕処理(破砕後の木片の厚さ10ミリメートル以下)を行う。</p>	ナラ類を含む広葉樹林の更新(伐倒、玉切り、搬出、集積)に要する経費	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 林業事業体等(森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業体)</p>	<p>(1) 前年又は当年にナラ枯れ被害(ブナ科樹木萎凋病)が発生した地点から半径30キロメートル以内の区域にあるナラ類を含む広葉樹</p> <p>(2) 対象齢級は6齢級以上とする。</p> <p>(3) 1施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。</p>
3 アカマツ林広葉樹林化	<p>(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち私有林であって、伐採後に広葉樹林への更新が見込まれるアカマツ林。</p> <p>(2) 事業内容 広葉樹林へ更新するため、アカマツの枯損木や生立木等を伐倒する。</p>	アカマツ枯損木等の伐採(伐倒、枝払い、玉切り、集積)に要する経費	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 林業事業体等(森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業体のうち、岩手県松くい虫防除技術専門員が所属する者)</p>	<p>(1) 松くい虫被害防除監視帯(平成22年2月12日森整第860号知事通知に定める区域)及び松くい虫被害が発生している地域。 ただし、標高おおむね500メートル以上は除くものとする。</p> <p>(2) 対象齢級は、原則として4から12齢級とする。 ただし、3齢級及び13齢級以上であっても、地域において保全上重要な森林で、本事業の計画に加えるべき森林については、対象齢級として取扱うものとする。</p> <p>(3) 1施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。</p>

事業種目	事業対象及び事業内容	対象経費	補助事業者	採 択 基 準
<p>4 森林環境再生造林</p>	<p>(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち、私有林であって、下記に該当する森林。 ① 現状が未立木地等であり、植栽によらなければ遷移が進む見込みがない森林。 ② 前生樹が針葉樹の伐採跡地で、針葉樹及び広葉樹の稚樹の侵入が乏しく、植栽によらなければ早期の更新が困難な森林。</p> <p>(2) 事業内容 事業対象森林において、植栽等を実施し、早期に森林環境を再生する。 ① 植栽 地拵え及び植栽を実施 ② 鳥獣害防止施設等整備 植栽木を保全するため鳥獣害防止施設等の整備を実施 ③ 下刈り 植栽木を生育させるため下刈り(雑草木の除去)を実施</p>	<p>(1) 植栽(地拵え、苗木代、苗木運搬、植付)に要する経費</p> <p>(2) 鳥獣害防止施設等整備(シカ食害防止ネット柵又はシカ食害防止チューブの設置及び忌避剤の散布)に要する経費</p> <p>(3) 下刈り(雑草木の除去)に要する経費</p>	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 林業事業体等(森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業体)</p> <p>(3) 特定非営利活動法人、各種団体(非営利団体で規約等の定めがあり、総会が開催される団体に限る。)及び県内に事務所又は事業所を有する法人</p>	<p>(1) 1 施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。</p> <p>(2) 植栽する樹種は、花粉の少ない森林への転換を促進する次のものとする。 ① スギ(ただし、花粉症対策品種に限る。) ② カラマツ ③ アカマツ(ただし、松くい虫抵抗性品種に限る。) ④ 広葉樹(高木性の樹種に限る。)</p> <p>(3) 植栽本数は、原則、低密度植栽(ヘクタール当たり1,000本以上)とし、各樹種のヘクタール当たりの本数の上限を次のとおりとする。 ① スギ 2,400本 ② カラマツ 2,000本 ③ アカマツ 3,200本 ④ 広葉樹 2,000本</p> <p>(4) 下刈りは、1年生から5年生(ただし、カラマツについては、原則、1年生から3年生)までとする。</p>

事業種目	事業対象及び事業内容	対象経費	補助事業者	採 択 基 準
5 被害森林再生	<p>(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち私有林であって、気象災害が発生した森林。</p> <p>(2) 事業内容 森林の更新を促すため、被害木(幹折れ、根返り、傾斜)を除去する。</p>	<p>(1) 被害木の伐倒処理(伐倒、枝払い、玉切り、集積)に要する経費</p> <p>(2) 事業の実施に必要な作業道の補修(補修に必要な機械の運搬)に要する経費</p>	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 林業事業体等(森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業体)</p>	<p>(1) 1 施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。</p>
6 枯死木除去	<p>(1) 事業対象森林 県内の森林法第5条に定める森林のうち私有林。</p> <p>(2) 事業内容 倒木のおそれのある枯死木を伐倒処理し人身被害や施設損壊の二次的被害を防止する。</p>	<p>枯死木及び伐倒処理に支障のある生立木の除去(伐倒、枝払い、玉切り、集積、運搬)に要する経費</p>	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 林業事業体等(森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業体)</p>	<p>(1) 松くい虫又はナラ枯れ被害による枯死経過木(マツノマダラカミキリ又はカシノナガキクイムシが羽化脱出した後の枯死木)であること。</p> <p>(2) 公共施設、道路又は住宅等の周辺で、人身被害や施設損壊の可能性が高いもの。 ただし、森林所有者が住宅等の所有者と同一である場合については、除くものとする。</p>
7 森林作業道整備	<p>(1) 事業対象 「1 混交林誘導伐」、「3 アカマツ林広葉樹林化」、「4 森林環境再生造林」(植栽に限る)のいずれかの事業と一体的に整備する森林作業道</p> <p>(2) 事業内容 混交林誘導伐等の森林整備を効率的に実施するために必要な森林作業道を整備する。</p>	<p>「1 混交林誘導伐」、「3 アカマツ林広葉樹林化」、「4 森林環境再生造林」(植栽に限る)のいずれかの事業と一体的に実施する森林作業道の開設及び改良に要する経費</p>	<p>一体的に実施する事業と同じ</p>	<p>(1) 「1 混交林誘導伐」、「3 アカマツ林広葉樹林化」、「4 森林環境再生造林」(植栽に限る)のいずれかの事業と一体的に実施すること。</p> <p>(2) 森林作業道の規格は、岩手県森林作業道作設指針に適合し、別に定める基準の要件を満たすこと。</p> <p>(3) 整備する森林作業道について、施工地内の延長は、施工地外の延長以上であること。</p>